(ポイント)

- 9 月 2 7 日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を 発表しました。
- ●9月30日(木)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設における3日間の待機がなくなります(入国後14日となるまで自宅等にて待機となります)。

日本政府による新たな水際対策措置 (日本入国後の検疫所長が指定する宿泊施設での待機の解除について)

- 1 9月27日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を発表し、ネパールが「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に含まれないこととなりました。本措置の実施に伴い、9月30日(木)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設における3日間の待機がなくなります。なお、9月29日(水)まで(日本時間)に日本に入国された場合には、現行どおり、検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機が求められます。
- 2 これまでネパールから日本への入国者及び帰国者は、日本入国後、検疫所長の指定する宿泊施設で3日間の待機となっていましたが、この待機がなくなりますので、今後は入国時の検査で陰性と判定された方は入国後14日となるまで自宅等にて待機となります(到着日当日は待機期間としてカウントされず、到着日翌日が待機期間の起算日となります)。

(例:10月1日に日本に入国する場合→10月2日から10月15日までの14日間が自宅等での待機期間となります)

今般の日本入国後の検疫所長が指定する宿泊施設での3日間の待機がなくなることに伴い、空港からの公共交通機関以外の移動手段、自宅等での待機場所、空港における海外在留邦人向け新型コロナウイルスワクチン接種の予約を変更する必要がある方は、ご注意ください。

3 本措置の詳細ついては以下の外務省のホームページから確認可能となっております。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009141.html

4 日本入国後の検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機を前提に「海外在 留邦人向け新型コロナウイルスワクチン接種」事業の予約をされた方につきまして は、本措置(日本入国後の検疫所長が指定する宿泊施設での待機の解除)を受け、 以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1) ワクチン接種について

1回目のワクチン接種を「ターミナル接種会場」枠で予約された方については、接種予定日から7日以内の場合には以下の予約サイトから予約の変更を行うことが出来ないため、以下のワクチン接種コールセンターまで電話連絡の上、予約の変更をして下さい。

※1回目のワクチン接種の予約に関し、日本着のフライトが午前中に到着する場合には同日中に1回目のワクチン接種を受けることが可能ですが、日本着のフライトが正午以降に到着する場合には、入国後の検疫通過までに4,5時間を要することもあり、同日中に1回目のワクチン接種を受けることが困難であるため、翌日以降に1回目のワクチン接種の予約をしていただくよう、お願いいたします(この場合、1回目のワクチン接種日が14日間の自己隔離期間中の場合には公共交通機関以外の手段で空港に向かう必要があります)。

〇海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

〇外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号:(+81)03-6633-3237 (有料) スカイプでのお問い合わせ:mofa-vaccine-QAasiahs.com (無料)

5 日本入国に際しての提出書類や日本政府による水際対策にかかる措置につきましては以下の厚生労働省のホームページから、ネパール出国前に行うべきことについては以下の当館ホームページからそれぞれ確認可能ですので、日本への入国・帰国を検討されている方はご一読願います。

〇厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○在ネパール日本大使館ホームページ(日本にご帰国される方へ) https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00451.html

6 当館がこれまでに発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは以下の当館のホームページから確認可能となっております。

https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00022.html

- ※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。
- ※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

- ※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大 使館までご連絡下さい。
- ※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化について)

日本国内からの場合:0120-565-653

海外からの場合:+81-3-3595-2176(日本語、英語に対応)

大使館代表電話:977-98510-43741、977-98510-20405

(2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話:4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記通常の代表電話から緊急電話対応者に 転送されます。